

くらしウォッチャーだより

contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー2月調査結果から

〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

見守り 新鮮情報

震災に便乗した 悪質商法に注意

事例1 見た目では**自宅**に被害はないが、**訪問**してきた工業者に「このままでは**危ない**。**すぐに工事**が必要だ」と言われた。

事例2 「**保険金**を使えば**タダで住宅修理**ができる」と言われたが本当か。

事例3 **市役所を名乗り、義援金**を集めると訪問されたが信用できるか。



©Kurosaki Gen

ひとこと助言



気をつけて！

見守るくん

- 地震等の災害が起こると、その際の混乱や被災者を支援したいという気持ちにつけ込んだ便乗商法と疑われる相談が寄せられます。今後、トラブルが広がる可能性がありますので、注意が必要です。
- 住宅修理等の勧誘をされてもその場ですぐに契約せず、複数の事業者から見積もりを取ったり、周囲に相談したりした上で慎重に契約しましょう。頼んでもいないのに押しつけてきて、しつこく勧誘する事業者には特に注意してください。
- 「保険金が使える」と言われてもその場ですぐに契約せず、加入先の保険会社や保険代理店に相談してください。
- 公的機関が、電話や訪問等で義援金を求めることはありません。募っている団体等の活動状況や使途をよく確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。

消費生活関連

2月中に11名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

電話勧誘

* 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です *

- ・「大手電力会社のプラン名」で電気料金を見直すことで電気料金が安くなるとのこと。大手電力会社との関係を問うと、関係ないという事だった。勧誘は断った。
- ・「屋根に設備(太陽光パネル)を設置し、無料で使用して頂き、電力量の統計をとりたい。」と言われた。
- ・(太陽光の)蓄電池システムの勧誘だったが断った。
- ・全ての内容を聞かずに途中で断ったが、恐らく宗教の勧誘だったと思う。

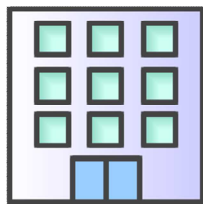
消費生活相談員からのコメント

ウォッチャーさんから寄せられた報告では、電気・電力関連が目立ち、毎月、比較的報告の多い「訪問購入」の情報は寄せられませんでした。3月頃から暖かくなりはじめ、庭に出ている時など、訪問販売の業者による勧誘に対応することもあるかも知れませんが、その場で契約を決めずに、十分検討することや、必要のない契約はきちんと断ることが肝心です。

～ 還付金詐欺に注意 ～

大崎市内に在住の方から「還付金詐欺の予兆電話が来た。」という相談が複数寄せられています。

○最近寄せられた内容は



- ・市役所の「介護保険課〇〇」と名乗る人物から電話が来た。「介護保険料が〇万〇千〇百円戻る。以前ハガキを送ったが、期限切れになっている。手続きはインターネットか、地元の銀行か」と言われた。
- ・「介護福祉センター」を名乗る人物から電話があり「令和〇年から〇年間、介護保険料を多く受け取ったので戻す。ハガキでの手続きは期限が切れ、インターネットで手続きするか、銀行口座の番号を教えれば振り込む」と言われた。
- ・「介護保険料の差額〇万〇千〇百円を還付する。半年前に申請するようハガキを送ったが手続きされていない。申請期限は過ぎた。インターネットを利用すれば間に合う」と言われた。



市内の方に複数電話が来ている事から、いつ、自宅に同様の電話がかかってくるかわかりません。決して「他人ごと」ではありません。多くの場合、公的機関のような名前を言われると、つい話を聞いてしまいます。録音機能付きの電話が自動で対応してくれれば詐欺被害の予防に繋がります。この他様々な手口、日々変化するので、不審な電話を受けた際は警察や、消費生活センターに相談、または情報提供をお願いいたします。

連絡先電話番号: 0229-21-7321 大崎市消費生活センター
: 0229-22-2311 古川警察署

食品の品質表示

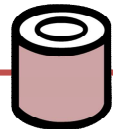
2月中に11名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈2月分〉

品目別		調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況		
生 鮮 食 品	農産物	大根	名称・産地	22	有	22	
					無	0	
		みかん		22	有	22	
					無	0	
	水産物	魚	名称・産地	22	有	21	
					無	1	
	畜産物	豚肉		22	有	22	
					無	0	
加工食品		とうもろこし缶詰	・第1原材料の原産地表示・原材料 名添加物・消費期限賞味期限・保存 方法・内容量・製造者又は販売者の 名称及び住所・遺伝子組み換え表 示・栄養成分表示(5つの栄養成分)	11	有	10	
					無	1	

◆報告

- ・バショウカジキ単品刺身の産地表示がなかった。
- ・とうもろこし缶詰の保存方法の記載がなかった。



消費生活相談員のコメント

「バショウカジキ単品刺身の産地表示がなかった。」との報告については、確認致します。

一方、「加工食品の保存方法の記載がなかった。」との報告について、お調べした結果、消費者庁食品表示基準に係る通知・Q&Aに、「**常温で保存すること以外に留意すべき特段の事項がないものについては牛乳、乳飲料を除いて常温で保存が可能である旨の表示は省略できます。**」と規定されており、今回のとうもろこし缶詰の保存方法の表示については省略が可能です。

ただし、直射日光を避ける必要がある等、常温以外に留意事項がある場合は「直射日光を避け室温で保管」といった表示を行う必要があります。さらに、開封後に保存方法を変更することが望ましい食品については「開封後は4℃以下で保管してください」などのように、開封後の取扱方法を一括表示部分の外に表示するか、一括表示部分に表示する場合は「使用上の注意」等と事項名を記載し保存方法とは異なるものであることを明らかにした上で記載することが望ましいです。

～消費者庁 食品表示企画課 食品表示基準 Q&A（平成27年3月（最終改正令和5年6月29日消食表第344号））より～

～編集後記～

地震等の災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。

悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りません。災害に便乗した悪質な商法には十分注意してください。特に最近では「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」など、「保険金を使える」と勧誘する手口について、全国の消費生活センター等に相談が寄せられています。その場ですぐ契約せず、加入先の保険会社または保険代理店に相談しましょう。

また、義援金詐欺の事例も報告されています。公的機関が電話や訪問等で義援金を求めることはありません。募っている団体等の活動状況や用途をよく確認しましょう。

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市役所 民生部社会福祉課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-22-9047

E-mail: shohi@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(本庁舎2階北側)

